

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十八号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

#### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、地上レーザー測量）

#### 三 作業地域

荒川上流河川事務所熊谷出張所管内及び入間川出張所管内

（北本市、鴻巣市、熊谷市、深谷市、川越市、比企郡川島町）

#### 四 作業期間

令和五年六月一日から令和六年一月三十一日まで